



高齢者の見守りシールについて

松戸市では、認知症などによって行方不明になった高齢者の安全を確保し、ご家族や介護をする方の負担を軽減することを目的に、見守りシールの支給を始めました。

○見守りシールとは

家族や介護者が登録した注意事項などの情報を携帯電話などで読み取ることのできる QR コードが印字されたシールで、高齢者の衣服や、かばんなどの持ち物に貼って使用します。



<見守りシール見本>

見守りシールで何ができるの？

① 高齢者についての基礎情報の登録 <初期登録>

- ・見守りシールの QR コードを読み取り、高齢者の情報を登録します。
- ・登録情報：高齢者のニックネーム、生年月日、性別、身体的特徴、既往症、保護時に注意すべきこと、発見通知メールアドレス

② 見守りシールを衣服などに貼付けます。

③ 高齢者が行方不明になったら <伝言板に入力>

- ・介護者が伝言板にアクセスし、行方不明情報（日時、場所、発見時の注意事項等）を入力し、伝言板をスタートさせます。

④ 高齢者が発見されたら <伝言板のやり取り→お迎え>

- ・高齢者の発見者が見守りシールの QR コードを読み取ると、伝言板につながります。同時に介護者に QR コードが読み取られたことを知らせるメールが送られます。
- ・発見者が発見情報を入力・送信し、その後は伝言板を通じて介護者と発見者でやり取りをし、高齢者を介護者のもとへ引き渡します。

⑤ 引き渡し完了

- ・解決済の入力を行うことで、伝言板の内容は消去されます。

○支給の対象者

- (1) 認知症などによって行方不明となり、防災行政用無線により探索されたことがある高齢者
- (2) 道に迷った、家が分からなくなってしまったなどにより、警察に連絡または保護されたことがある高齢者

※介護施設（グループホームを含む）に入居している方は支給の対象にはなりません。

○支給までの流れ

高齢者支援課または高齢者いきいき安心センターに相談しましょう

★見守りシールについての説明を受けます



高齢者支援課にて見守りシール支給申請の手続きをしてください (申請者または連絡先となるご家族が窓口にお越しください)

★手続きに必要なもの

- ①対象者および申請者の印鑑
- ②対象者および申請者の身分証明書（住所、氏名、生年月日が確認できるもの、コピー可）
- ③スマートフォンなどの携帯電話（QRコードの読み取り機能があり、インターネットにつながるもの）



申請後、その場で申請者またはご家族に見守りシールをお渡しします

★対象者1名につき、見守りシール50枚セット（耐洗ラベル40枚、蓄光シール10枚）を無料で配布します。

★ご希望の方は、職員が初期登録のお手伝いをいたします。

※添付の説明書は大切に保管してください

※支給は1度きりで、追加支給はありません。

※支給された見守りシールの他人への譲渡、販売、改ざん、目的外使用は認められません。

※対象者および申請者、連絡先となっている方の氏名、住所、連絡先、メールアドレスに変更が生じた場合は高齢者支援課までご連絡ください。

○注意事項

- ①家族、介護者は、携帯電話等を用いて、必要な情報の入力および対象者を発見した第三者との通信を行うことが必要となります。
- ②携帯電話の機種、機能、使用状況等により、伝言板がうまく表示できないことがあります。
- ③携帯電話の迷惑メール対策等を設定されている方は、@qr-d.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



<問い合わせ先> 松戸市福祉長寿部高齢者支援課
〒271-8588 松戸市根本 387-5
☎ (047) 366-7343